

香川県保健福祉事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第36号

香川県保健福祉事務所規則の一部を改正する規則

香川県保健福祉事務所規則（平成14年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項) 第2条 略 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課～生活福祉総務課 略 健康福祉課 (1) 略 <u>(2) 難病対策に関すること。</u> <u>(3) 原子爆弾被爆者の健康管理に関すること。</u> (4) 略 保健対策課・保健対策第一課 略 保健対策第二課 (1) 保健対策課の項第2号に掲げる事項 <u>(2) 母子保健に関すること。</u> 衛生課～環境管理室 略</p>	<p>(分掌事項) 第2条 保健福祉事務所の課及び室の分掌事項は、次のとおりとする。 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課～生活福祉総務課 略 健康福祉課 (1) 略 <u>(2) 香川県西讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第2号及び第3号に 掲げる事項</u> (3) 略 保健対策課・保健対策第一課 略 保健対策第二課 (1) 保健対策課の項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる事項 衛生課～環境管理室 略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。